

「茨城県台風18号等災害義援金」募集要綱

社会福祉法人茨城県共同募金会

1 趣 旨

台風18号等による大雨により家屋の浸水や倒壊等の災害が発生し、古河市、結城市、下妻市、常総市、守谷市、筑西市、坂東市、つくばみらい市、結城郡八千代町、猿島郡境町に災害救助法が適用されました。

茨城県共同募金会（以下「本会」という）は、この災害で被害を受けられた方々を支援することを目的に、義援金の募集を実施します。

2 義援金の名称

茨城県台風18号等災害義援金

3 受付期間

平成27年9月11日（金）から平成27年11月30日（月）まで

4 義援金受入口座

金融機関	支店名	口座番号	名 義 等
常陽銀行	本店 (004)	普通預金 3732194	社会福祉法人 茨城県共同募金会 茨城台風18号災害
筑波銀行	県庁支店 (060)	普通預金 1135776	
ゆうちょ銀行	口座記号番号 00140-0-791310		茨城県共同募金会 台風18号等 災害義援金

※ 常陽銀行・筑波銀行については、当該金融機関の本支店からの振込手数料並びに全国の地方銀行の本支店からの振込手数料は、無料となります。

※ ゆうちょ銀行の振替料金は、無料となります。

※ ATM及びインターネットバンキングを利用しての振込みは、手数料がかかります。

5 現金書留による義援金の送付

〒310-0851

茨城県水戸市千波町1918番地 茨城県総合福祉会館2階

社会福祉法人 茨城県共同募金会

※ 個人の方は、郵便料金が免除されます。

※ 現金書留用の封筒に「救助用郵便」と明記してください。

6 義援金の配分

本会で取りまとめた義援金は、茨城県へ拠出し、茨城県が設置する義援金配分委員会で決定され、被災者に配分されます。

7 義援金の課税上の取扱い

この義援金は、所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当します。各金融機関等での振込金受領書又は本会発行の領収書をもって税法上の優遇措置対象となります。

(税の軽減を受けるためには、義援金の領収書の添付など所定の手続きが必要です。)

8 領収書の発行

義援金について税制上の優遇措置(所得税, 法人税)を受けるために領収書を希望する場合は、別紙「領収書希望者名簿」に必要事項を記入のうえ本会へ送付してください。後日領収書を発行いたします。

9 その他

- (1) 災害義援金のみを取り扱います。救援物資・物品は取り扱いません。
- (2) この要綱は、平成27年9月11日施行です。
- (3) この要綱は、平成27年9月16日施行です。
- (4) この要綱は、平成27年9月17日施行です。

お問い合わせ先

茨城県水戸市千波町1918番地

茨城県共同募金会 TEL 029-241-1037